

令和 8 年高島市農業委員会第 3 回総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 3 月 1 0 日（火）

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 1 8 分まで

2 開催場所 高島市役所 新館 3 階 会議室 1 1 ・ 1 2

3 出席委員（17 人）

会長	6 番	中田正敏
副会長	10 番	地村満信
	1 番	田中孝敏
	2 番	青谷喜代一
	5 番	采野 哲
	7 番	前川幸雄
	8 番	古谷久栄
	9 番	上原満枝
	11 番	中川幸雄
	12 番	中江武良
	13 番	岸田忠則
	14 番	山田善嗣（議事録署名委員）
	15 番	浅井嘉己（議事録署名委員）
	16 番	古田卓見
	17 番	清水 巧
	18 番	足立 功
	19 番	石津紘子

4 欠席委員（2 人） 3 番 橋本久義

4 番 高木敏一

5 遅参した委員 な し

6 傍聴人の数 な し

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第 1 令和 7 年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第 3 回会長会について

第2 地域計画のブラッシュアップに向けた農林水産省との意見交換会について

第3 第45回高島農業振興大会について

- 第3 報告第3号 人事異動に伴う農業委員会職員の任免について
- 第4 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
- 第5 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第7 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第13号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について
- 第9 議案第14号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 協議事項

- (1) 高島市学校給食運営委員会委員の推薦について
- (2) 農業経営改善計画の認定に伴う要件について

6. 連絡事項

- (1) 令和8年第4回総会について

- ・日 時 令和8年4月10日（金） 午後1時30分
- ・場 所 高島市役所新館 3階 会議室11・12

7. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	主任	奥村 志穂
	主査	上原 翔

8. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	川崎 弘
	参事	前河 康史

9. 会議の概要 次のとおり

事務局	それでは、始めさせていただきます。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき誠に有難うございます。それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和8年第3回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、17名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は、3番橋本委員と4番高木委員となっています。本日の案件は、報告事項が3件、報告案件が9件、農地法に基づく許可等案件として、第3条案件が15件、第4条案件が2件、第5条案件が2件、市長部局からの案件として、農地利用集積等促進計画案件が163件、農業経営改善計画案件が9件、以上203件につきまして、ご審議いただくことになっております。
-----	--

	また、総会終了後、活動検討委員会の開催を予定しております各地区委員長および会長・副会長には、ご出席いただくこととなっておりますので、スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。 本日、審議いただきます 議事日程第8 議案第13号「農用地利用集積等促進計画の作成について」は、●番、●●委員および●●番、●●委員に。議事日程 第9 議案第14号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」は、●番、●●委員に、それぞれ退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日、お手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の2点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。 個人情報の観点から「総会 議案書」「報告・議事案件資料集」については、会議終了後回収させていただきます。 なお、本日も各農業委員の皆様には、タブレットを持参いただくこととなっております。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご活用いただきたいと思います。併せて、総会終了後は、データを削除いただきますよう重ねてお願いさせていただきます。 また、総会議案書において、一部、訂正がございましたので、事務局から報告させていただきます。総会議案書10ページ。案件番号1の申請人の方のお名前の漢字が誤っておりました。修正後のページを改めて、配付させていただきました。配布をもってお詫びさせていただきます。
事務局	それでは、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしくをお願いいたします。
地村副会長	はい。それでは、すみません。ご起立お願いできますか。総会議案書の1枚目をめくっていただきましたら、憲章が載っておりますので、ご覧いただいて、一緒に唱和をお願いします。それでは参ります。 （唱 和）
地村副会長	はい、どうもありがとうございました。

事務局	はい。ありがとうございました。それでは、中田会長よりご挨拶をいただきます。ご挨拶の後、総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき会長にお願いをいたします。それではよろしく願いします。
会長	皆さん改めまして、ご挨拶申し上げます。常日頃から、農業委員会業務にご尽力いただき誠にありがとうございます。 また、世界では、大きな戦争が始まっており、ウクライナでは4年が経過している中で、アメリカとイスラエルがイランに対して攻撃を始めており、遠い世界の出来事というイメージでございますが、現在は、ニューヨークの原油価格相場が大変値上がりしている状況となっております。これからの私たちの生活、農業経営への影響が大きくなるのではないかと懸念しているところですが、例えばウクライナ戦争においては、肥料と農薬の価格が高騰し、イランではホルムズ海峡が閉鎖されている状況から、原油価格が上昇してくる。せっかく国がガソリン価格等に対して支援している状況で、少し安くなったところに、価格が上昇する事態が重なりました。また、私たちの農業委員会の活動についても、農業経営が圧迫してくる状況から、農業経営における諸々の支払いへ影響が出てくることとなります。例えば、土地改良の負担金の支払いにも影響が出てくるのではないかと懸念しており、例えば、私の地元では、土地改良区の負担金ですが、4100円～4200円支出している状況もあり、最高限度として4500円あたりまでなるのではないかと心配しているところです。この経常的な維持する経費と農地の売買価格のバランスが非常に悪く、例えば2500円として一反5万円の売買価格の場合は約20年かからないと元金割れをする状態まで、農地の価格が見込めない状況となっており、農地の価格の低迷、農業資材の高騰による経費の上昇により採算性が見込めない。など農業経営を圧迫する要因が、増加している状況で、たいへん厳しいものとなっています。これからも、耕作を維持することが難しい状況が継続し、耕作放棄地が増加してまいりますと、これらを踏まえた農業委員会の業務は、どこまで農家支援をしていくのか。まったく、先の見えない状況へ陥っていくと懸念しているところでございます。こうした中でありますが、3月23日には、新しい委員の方の選考が始まり、7月に承認いただくこととなりますが、当初、半分くらいは再任されるという見込みであったんですが、今の状況では、総入れ替えに近い状況となっております。私たち農業委員会の委員は退任した後でも、これからも地域の中で、どのようにして活動し、農業委員会組織を外から応援していただけるようにしていけるのか。

	このことが、今後の農業委員会活動の中で、大きな役割となり、維持していける最大の支援になると感じているところです。時期としては、早いですが退任される方についても、しっかりと残りの期間を務めていただきたいとお願い申し上げるところでございます。けっして役割が終われば終わりではなく、今後の農業委員会を引っ張っていただく原動力として、ご支援いただければとお願い申し上げるところです。 そうした中でございますけれども、本日ご提案申し上げます議案につきましては、十分ご審議をいただきまして、適正なるご判断をお願い申し上げます。日頃のお礼とご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。まとまりのないお話で恐縮でございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。
会長	それでは、これより令和8年第3回高島市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程に従いまして、会議を進めます。 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、14番山田善嗣委員、15番浅井嘉己委員のお二方をお願い申し上げます。
会長	次に、議事日程第2を議題といたします。報告事項第1「滋賀県都市連絡協議会の会長会について」は、私と事務局長が参加させていただきましたので、自席で着座でございますけれども、私から、概要を報告させていただきます。
会長	令和8年2月20日に「滋賀県都市農業委員会連絡協議会会長会」が近江八幡市において開催されました。 議事としては、「令和8年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会役員案について」でありまして、県内のローテーションによって役員が選出され令和8年度の協議会の会長には、大津市農業委員会の本郷会長が選出されております。 また、「滋賀県都市農業委員会連絡協議会規約の一部を改正する規約案について」は、県内の13市の他の6町の参加についての取扱いを承認させていただきました。これは、これまでから幾度となく議題にあがってきた案件で、6町の参加については、負担金の徴収がない賛助会員として取り扱い、必要な研修などには参加いただけるよう規約を見直したものでございます。また、協議事項として「課題別検討会議支援金交付要綱の承認に

	ついて」は、各農業委員会の課題解決のための研修会の実施経費などについて、上限を5万円とし、運用していくことを決定させていただいたところです。その他協議事項として「令和7年度事業の振り返りと令和8年度事業について」協議いただき、会長会や事務局長会の結果や県外研修など、事業結果と事業計画を審議させていただきました。また、情報提供として県農業会議からは、「地域計画内の所有者不明農地・共有者不明農地への対応について」情報提供があり、耕作者が不明な場合でも担い手がおられる状況なら、県知事の権限に基づいて契約までの約6か月が必用であります。中間管理機構と担い手間で農地の貸し借りが行えるとの説明があったものでございます。大変簡単な説明で恐縮でございますが、以上で、報告に代えさせていただきます。
会長	さて、これにつきまして、何かご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思いますが、何かございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、以上で、報告事項第1の案件を終りたいと思います。
会長	次に、報告事項第2「地域計画のブラッシュアップに向けた農林水産省との意見交換会について」は、私と采野委員および事務局長が出席させていただきましたので、自席からではありますが、私より報告させていただきます。
会長	令和8年2月17日に市役所において開催された意見交換会に参加させていただきました。参加者は、農林水産省経営局経営政策部左東係員や近畿農政局、滋賀県農林水産部みらいの農業振興課、高島農業農村振興事務所、県農林漁業担い手育成基金の平井局長、市農林水産部の吉野部長や熊地次長、農業委員会からは、事務局長と委員として私と采野委員が参加させていただきました。 先ずは、国から全国的な流れについて説明いただき、結果としては回答いただける場はございませんでしたが、農業委員会として地域計画のブラッシュアップが求められていく中で、中心的な役割を果たしていかなければならないと改めて説明もあったもの。こちらの農業委員会からの意見としては、これらの国が求めている状況もわかるが、農業委員会は3年任期

	で常勤ではないことから、改任となれば委員会の事業が、停滞することがあり得ること。事務局組織も人事異動があること。また事務局の体制整備のための予算措置がないと、現在の体制では、推進することがなかなか難しい状況にあることなどをお伝えさせていただいたところです。また采野委員からは、情報が所管ごとに分割されており、一元化されていない現状から、施策を取り組むことについての情報の収集が大変で、これらの情報の一元化をなるべく進めていただきたい。と報告していただいたところです。 大変簡単な説明で恐縮でございますが、以上で、報告に代えさせていただきます。
会長	さて、これにつきまして、何かご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思いますが、何かございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですが、参加されました采野委員からは、何かお伝えしたいことはございませんか。 (意見なし)
会長	それでは、以上で、報告事項第2の案件を終りたいと思います。
会長	それでは、次に、第3「第45回高島振興大会について」は地村副会長から報告させていただきます。
地村副会長	令和8年3月1日に新旭公民館において「第45回高島農業振興大会(高島 農と食の未来会議)」が開催されました。農業委員は私を含め4名と農地利用最適化推進委員5名の9名の方が参加していただきました。 内容は、高島の美味しい米1(コメワン)グランプリの発表で朽木の方が受賞されました。その他講演会が実施されましたが、高校生からは農業から地域を盛り上げていきたいとの提案をいただき。驚きとともに感心させられました。こうした若い年代の方の厚い思いをお聞きして、高島の未来についても、少し明るい兆しを感じられました。以上で簡単であります。報告とさせていただきます。

会長	それでは、このことについて、何かご意見・ご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。他に出席された委員の方からもご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、以上で、報告事項第3の案件を終りたいと思います。
会長	それでは、次に、議事日程第3 報告第3号「人事異動に伴う農業委員会職員の任免について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	3ページをご覧ください。報告第3号人事異動に伴う農業委員会職員の任免について。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、農業委員会職員を任免したので報告します。令和8年3月10日。高島市農業委員会会長。 この度の、人事異動では、令和7年10月から、事務局長が専任の人事発令でありましたが、この度の人事発令で、再び、事務局次長の併任発令がございました。また、事務局職員でありました、玉木事務局次長が、2月28日付けで退職となり人員が1名減となり従来のおり4名体制となっております。この場をお借りして私から、一言ご挨拶をさせていただきます。今回の3月1日付けの異動により事務局長として専任から併任へ発令がございました。実質人員は、これまでとおりの体制となります。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。また私事ですが、令和7年度末をもって役職定年となることから事務局長の任を解かれることとなります。これまで2年間という期間でありましたが、農業委員の皆様にはたいへんお世話になりありがとうございました。この場をお借りしてお礼とさせていただきます。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは、本件について、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、以上で、「報告第3号」の案件を終りたいと思います。

会長	次に、議事日程第4報告事項第4号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。説明します。4ページをお開きください。報告第4号。農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和8年3月10日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示、地番 62番1。地目、畑。面積13平方メートル。現況、非農地。番号2。地番386番2。地目、畑。面積82平方メートル。現況、非農地。番号3。地番520番。地目、田。面積548平方メートル。他1筆。計2筆。1946平方メートル。現況、非農地。番号4。地番140番1。地目、畑。面積139平方メートル。他1筆。計2筆281平方メートル。現況、非農地。番号5。地番142番。地目、畑。面積138平方メートル。他1筆。計2筆273平方メートル。現況、非農地。番号6。地番158番。地目、畑。面積 284平方メートル。現況、非農地。計6件2879平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号6について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。 なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは本件について、何かご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それではご意見も無いようですので、以上で「報告第4号」の案件を終わります。
会長	次に、議事日程第5。議案第10号。「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局	はい。説明します。５ページをお開きください。高島市農委議案第１０号。農地法第３条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和８年３月１０日。高島市農業委員会会長。農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第３条第１項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。６ページにまいります。１．所有権の移転。番号１。土地の表示、地番５７５番。地目、田。面積１２７０平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１ページ、２ページをご参照ください。申請地は、後継者もいないため、一人で耕作できる規模まで農地を手放したいと考えている譲渡人と、居住地の近くで、農業の規模拡大を行ううえで都合が良いマキノ在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、これまでから農地を借り受け、水稻を栽培しており、農業機械等はリース方式で確保し、作業の一部は地域の農家に委託しています。申請地においては、野菜や果樹の栽培を計画されています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます以上でございます。
田中委員	１番、田中です。３番、橋本委員の代わりに報告させていただきます。現地を確認し、本人とも話をさせていただきました。特に何も問題ないとのことを確認しました。審議の程、よろしくお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号２。土地の表示、地番７３５番１。地目、田。面積１０４３平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ３ページから４ページをご参照ください。申請地は、遠方に居住し耕作することができず、農地を処分したい譲渡人と、申請地に隣接した農地を所有しているため、規模拡大に都合の良いマキノ在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農作業歴も長く、大型農機具も所有しており、申請地において露地野菜や大豆を栽培する計画です。 申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
田中委員	１番、田中です。３番、橋本委員の代わりに報告させていただきます。現地確認と本人との話もさせていただきました。何も問題ないとのことを確認しました。審議の程、よろしくお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号３。土地の表示、地番２９２番１７。地目、畑。面積５７７平方メートル。地番６１７番１。地目、畑。面積８３８平

	方メートル。計2筆1415平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集5ページから7ページをご参照ください。申請地は、体調がすぐれず農地の耕作を継続することが難しいため、子に所有権を譲りたい譲渡人と、譲渡人の子である安曇川在住の譲受人が、農地の維持管理のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は、これまでから、申請地の維持管理をしていましたが、譲渡人からの提案を受け、これまで同様に、申請地において、母親の協力を得ながら、手作業によりお茶や柿の栽培を行う営農計画書が提出されています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
田中委員	1番、田中です。3番、橋本委員の代わりに報告させていただきます。現地確認と本人との話もさせていただきました。何も問題ないとのことを確認しました。審議の程、よろしくお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号4。土地の表示、地番1318番1地目、畑。面積193平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集8ページ・9ページをご参照ください。申請地は、住人の死亡により空き家となっていた建物と隣接する農地を併せて処分したい譲渡人と、新たに当該空き家を購入し、農業の規模拡大を図りたい譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農作業経験は5年と短いですが、妻の協力を得ながら、手作業により家庭菜園を行う計画です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
田中委員	1番田中です。4番高木委員に代わり報告させていただきます。本人申請人の話を聞き、現場の確認を行ってきました。問題ないことを確認した。と聞いております。審議の程、よろしくお願いいたします。
事務局	番号5および番号6は、農地の交換であるため、一括して説明します。 番号5。土地の表示、地番1610番。地目、田。面積1325平方メートル。番号6。土地の表示、地番2064番1。地目、田。面積480平方メートル。地番2065番1。地目、田。面積845平方メートル。計2筆。1325平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集10ページから13ページをご参照ください。申請地は、以前から同じエリア内で耕作を営む、安曇川在住の譲渡人と譲受人との間で、農地を交換

	することにより、自作地が集約され、効率的に耕作できることから話がまとまり、所有権を移転するものです。番号５の譲受人にあっては、農業経験も長く、大型農機具も所有しています。番号６の譲受人にあっては、肥培管理は自らが行いますが、一連の農作業は委託します。いずれにおいても、継続的に農作物を作ることが可能であり、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	ただいまの事務局の説明のとおりです。場所は、上安曇地域のほ場整備区域内にあります。お互いに交換されるということです。問題はございません。
事務局	はい。次に参ります。番号７および番号８は譲受人が同一であるため、一括して説明します。 番号７。土地の表示、地番２０５４番３。地目、畑。面積３９平方メートル。番号８。土地の表示、地番２９６５番。地目、田。面積１０５７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 １３ページから１５ページをご参照ください。申請地は、番号７。高齢のため耕作を継続することが難しく農地を手放したい譲渡人。番号８。後継者も無く、これからも管理ができず農地を手放したい譲渡人。と申請地の近くに居住し、農業の規模拡大を図りたい安曇川在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。番号７の申請地にあっては、これまで同様に畑として利用する計画です。番号８の申請地にあっては、これまで同様に水稻を栽培する計画で、土地改良区からの同意が得られている状況です。いずれにおいても、継続的に農作物を作ることが可能であり、申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番。地村です。只今の事務局の説明のとおりです。特に問題ないと判断します。
事務局	はい。次に参ります。番号９。土地の表示、地番２７７０番。地目、田。面積４９１平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１５ページから１７ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住し、耕作することが難しく農地を手放したい譲渡人と、居住地に近く、申請地に隣接した農地を耕作している安曇川在住の譲受人との間で、売買により所有

	権を移転するものです。譲受人は、農作業歴も長く、トラクターや田植え機を所有しており、収穫からは作業を農家に委託し、申請地において水稻を栽培する計画で、土地改良区から同意が得られている状況です。 申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中江委員	12番中江です。只今の事務局の説明のとおりでございます。資料集の写真に載っております北側の農地を譲受人が耕作していたことから、利便性を考え、話がまとまったものでございます。特に問題ないと思います。 慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号10。土地の表示、地番761番2。地目、田。面積611平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 17ページから19ページをご参照ください。申請地を含め、相続により土地を取得したが維持管理ができず、不動産業者へ売却を依頼していた譲渡人と、新たに申請地に隣接する土地に居宅を建築し、申請地において家庭菜園を行いたい譲受人との間で売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、農作業歴はありませんが、耕運機を一台所有する予定で、申請地において玉ねぎ等の野菜を栽培する新規営農計画書が提出されています。なお、申請地は、これまで耕作されていなかったことから、譲受人において、雑草を除去し耕起を行い、令和8年3月を目途に耕作できる状態になるよう農地復元計画書が提出されています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	16番古田です。只今の事務局の説明のとおりであります。私も2月13日に現地確認をしてまいりました。間違いありませんでした。慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号11。土地の表示、地番3211番。地目、田。面積2870平方メートル。地番3352番。地目、田。面積2990平方メートル。地番3332番。地目、田。面積2862平方メートル。計3筆。8722平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 19ページから24ページをご参照ください。申請地は、高齢となり終活の一端として、また遠方に住む息子の負担を軽減するため、農地を手放したい譲渡人と農業の規模拡大を図りたい淡路市在住の譲受人との間で、売

	買により所有権を移転するものです。譲受人は、高島市永田に農業拠点があり、車で１５分程度の申請地において水稻の栽培を行う計画で、農作業歴も長く、トラクター、耕運機は所有しており、田植えや刈り取り、乾燥調製は、外部に委託する計画で、土地改良区から同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
清水委員	１７番清水です。只今、説明がありました事務局の内容のとおりです。私も１月１６日に現地を確認してまいりました。慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号１２および番号１３は、農地の交換であるため、一括して説明します。番号１２。土地の表示、地番３１７０番。地目、田。面積２４４７平方メートル。番号１３。土地の表示、地番３５２３番１。地目、田。面積８７０平方メートル。地番３５２３番２。地目、田。面積１０７７平方メートル。計２筆。１９４７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ２４ページから２８ページをご参照ください。申請地は、以前から同じ集落内で耕作を営む、新旭在住の譲渡人と譲受人との間で、農地を交換することで話がまとまり、所有権を移転するものです。申請理由は、番号１２の譲渡人から、自身の所有する農業用倉庫の近くに譲受人の農地があったことから、農地の交換の相談があり、協議が成立したもので、双方において、農地の一体的な利用や効率性があがることとなります。番号１２の譲受人にあっては、農業経験がありますが、農機具等の所有がないことから譲渡人へ作業を委託されます。番号１３の譲受人にあっては、農作業経験も長く、大型農機具も所有しており、永続的に農作物を作ることが可能です。双方とも、土地改良区から同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
清水委員	１７番清水です。只今、説明がありました事務局の内容のとおりです。私も１月８日に現地を確認してまいりました。慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号１４および番号１５は譲受人が同一であるため、一括して説明します。番号１４。土地の表示、地番６５９番１。地目、田。面積１１６１平方メートル。番号１５。土地の表示、地番６６０番１。

	地目、田。面積１１４９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ２８ページから３０ページをご参照ください。申請地は、番号１４、番号１５。双方に、耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人。と申請地の近くに居住し、農業を始めるうえで便利が良い安曇川在住の譲受人が売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農作業歴もなく、大型機械も所有しておりませんが、自家消費用の水稻を栽培する計画で、可能な限り自身で耕作し、部分的に外部へ作業委託する新規営農計画書が提出されており、土地改良区から同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
石津委員	１９番石津です。ただいまの事務局の説明のとおりです。慎重なる審議をよろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第３条の規定による許可申請について」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見もないようですので、採決を行います。所有権の移転。番号１の案件について申請のとおり、許可することに賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。次に番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手

会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号９の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手

会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号１０の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号１１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号１２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号１３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号１４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号１５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手

会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第１０号「農地法第３条の規定による許可申請について」「所有権の移転」番号１から番号１５の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	それでは次に、議事日程第６。議案第１１号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員から。それぞれ説明をお願いします。
事務局	はい。説明します。９ページをお開きください。高島市農委議案第１１号。農地法第４条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和８年３月１０日。高島市農業委員会会長。農地法第４条の規定による許可申請について。農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１０ページにまいります。番号１。土地の表示、地番１６６５番１。地目、田。面積２８１平方メートル。地番１６６５番２。地目、畑。面積３４９平方メートル。計２筆。面積６３０平方メートル。転用目的、資材置場および駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３１ページから３３ページをご参照ください。農地区分は、農業振興地域内であったことから、令和８年２月１２日付けで農業振興地域整備計画の変更手続きが完了しており、土地改良区の地区除外手続きも完了している状況です。申請地は、野田地先にあり、住宅等が建ち並んでいる１０ヘクタール未満の農地であるため、第二種農地を判断した。立地基準上は許可できないが、隣接地に現施設があり、今回の申請地に資材置場および駐車場を併設することで、一体的な利用となることから、やむを得ないと判断します。なお、当該土地の利用は、１６６５番１に駐車車両５台分を確保し、１６６５番２を資材置場として利用する計画をされており、既に１６６５番２の一部を使用している状況です。周辺の被害防除については、雨水排水は両筆とも北側既設道路側溝へ放流することとします。万一被害が生じた場合には、責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、農地法の転用許可を得ずに農地を利用していたことについて、今後は農地法の遵守する旨の顛末書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
浅井委員	１５番浅井です。土地家屋調査士から話を伺いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題ないと思います。慎重なご審議をお願いします。

事務局	はい。次に参ります。番号 2。土地の表示、地番 4 番 3。地目、田。面積 4 9 8 平方メートル。転用目的、農業用倉庫。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 3 4 ページから 3 6 ページをご参照ください。本件は、自身の経営する農業の規模拡大のため、農業用倉庫を建築するため、田 1 筆を農地転用するものです。農地区分および申請地は、新庄地先にあり、周辺には 1 0 h a 以上の広がりのある農地であるため、第 1 種農地と判断した。立地基準上は原則許可できないが、農業用施設として例外的に許可が可能であるため、やむを得ないと考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については自然浸透とし、法面処理を行います。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接同意についても不要で、既に土地改良区からも同意が得られている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	1 6 番古田卓見です。只今の事務局の説明のとおりです。私も 1 月 2 3 日に現地確認を行いました。間違いありませんでした。慎重なるご審議をお願いします。
会長	はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。はい。それではご意見もないようですので、採決を行います。番号 1 の案件について申請のとおり、許可することに賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。次に番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手

会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 11 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	それでは次に、議事日程第 7。議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。説明します。11 ページをお開きください。高島市農委議案第 12 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和 8 年 3 月 10 日、高島市農業委員会会長。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。12 ページにまいります。1. 所有権の移転。番号 1。土地の表示、地番 330 番 1。地目、田。面積 971 平方メートル。地番 331 番 1。地目、田。面積 606 平方メートル。地番 331 番 3。地目、田。面積 745 平方メートル。地番 336 番。地目、田。面積 323 平方メートル。計 4 筆。面積 2645 平方メートル。転用目的、駐車場および多目的広場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 36 ページから 38 ページをご参照ください。本件は、譲受人である法人の利用者が多く駐車場が手狭になったことから、隣接地を露天駐車場および多目的広場を設置するもので、農地 4 筆を売買により譲受け、農地転用するものです。露天駐車場および多目的広場の農地区分は、農業振興地域内農用地区域内であったことから、令和 7 年 12 月 25 日付けで農業振興地域整備計画の変更手続きが完了しており、農用地区域から除外されています。許可基準は、申請地は、農振除外後、中山間地域の 10 ヘクタール未満のその他 2 種農地であり、立地基準上は許可できませんが、隣接する既存施設の研修所の拡張であり、既存施設との一体的な整備となることから、例外的に許可できるため、やむを得ないと判断します。周辺の被害防除については、雨水排水は西側に素掘側溝を設置し、排水することとし、南側は、土砂の流出等を防止するため法面処理を行います。万一被害が生じた場合には、責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接地の同意も得られている状況です。 また、代表取締役社長から農地法第 5 条の許可申請に係る権限を部長が有している旨の業務権限証明書と、会社の印鑑証明書も添付されており、申請者は申請権限があることが証明されております。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可

	基準を満たしていると考えます。工期は、許可後すぐに着工し、工期は6か月の予定です。以上でございます。
上原委員	9番上原です。事務局の説明のとおりです。職員の研修所が設置されており、駐車場と社員の研修用の場所として、隣接地に駐車場と多目的広場を設置されるものです。結構手続きが長くかかっていますが、特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号2。土地の表示、地番3523番3。地目、田。面積495平方メートル。転用目的、農業用倉庫。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の39ページから41ページをご参照ください。 本件は、譲受人が使用するトラクター等の保管場所や米の脱穀や粃摺り等を行うため、農地1筆を交換により譲受け、農地転用するものです。農業用倉庫を農地区分は、農業振興地域内であったことから、令和8年2月12日付けで農業振興地域整備計画の変更手続きが完了しており、用途区分が農業用施設用地に変更されています。許可基準は、申請地は、立地基準上は許可できませんが、農業用施設用地に農業用倉庫を設置することから、例外的に許可できるため、やむを得ないと判断します。周辺の被害防除については、雨水排水は自然浸透とし、土砂の流出等を防止するため法面処理を行います。万一被害が生じた場合には、責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接地の同意も得られている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和8年4月1日から令和8年7月30日の予定です。以上でございます。
清水委員	16番清水です。7ページの13番の案件の方が、農業用倉庫を建築される申請となります。内容は、説明のあったとおりです。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
会長	はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第5条の規定による許可申請について」の審議を行います。本件についてご意見ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。
中川委員	11番中川です。一般的な話として確認したいのですが、番号1の案件ですが、一般的には、会社名義で申請があがるはずだが、何か理由があるのか。

事務局	お答えします。本来ですと、法人名義で申請がされ登記されるべきところではありますが、この事案については、担当部長が、これらの業務を取り扱う立場におられたことから、法人から委任を受ける形で申請をあげてこられた経緯がございまして、こちらとしては、改めて法人からの業務権限証明書と会社の印鑑証明書を取り寄せ、明らかに法人が委任している旨の確認ができたことから、今回審議をさせていただいたものです。
会長	はい。よろしいですか。本件について、他に、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより「農地法第5条の規定による許可申請について」の採決を行います。1. 所有権の移転。番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	それでは、次の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。それまで暫時休憩とします。再開は午後3時00分とします。 （農業政策課職員：入室）
会長	それでは再開します。次に、議事日程第8議案第13号。農用地利用集

事務局	積等促進計画の作成について。を議題とします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。 13ページをお開きください。高島市農委議案第13号 農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和8年3月10日。高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。1、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。2、公告予定年月日、令和8年4月30日。農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課奥村と申します。それでは、農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。農用地利用集積等促進計画。令和8年4月30日。高島市農用地利用集積等促進計画は15ページのとおりでございます。こちらにつきましても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。1. 農用地利用集積等促進計画案について。(1) 権利設定農用地は163筆。(2) 権利設定面積は234,210平方メートル。(3) 農地中間管理機構に権利の設定をする者(貸し手)は66名。(4) 権利の設定を受ける者は31名。(5) その他 農用地利用集積等促進計画は16ページから28ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	はい。ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより「農用地利用集積等促進計画の作成について」の審議に入らせていただきたいと思います。はじめに農用地利用集積等促進計画17ページの番号15から番号17の案件について、審議を行います。法第31条第1項の規定により●番●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
会長	はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)

会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号 15 から番号 17 の案件についての採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 挙手多数
会長	はい。ありがとうございます。挙手多数です。よって番号 15 から番号 17 の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (●●委員 入場・着席)
会長	続いて、22 ページの番号 89 から番号 91 の案件についての審議を行います。 法第 31 条第 1 項の規定により●●番●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
会長	はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号 89 から番号 91 の案件についての採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、番号 89 から番号 91 の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (●●委員 入場・着席)
会長	続いて、農用地利用集積等促進計画の案。番号 1 から番号 14、番号 18 から番号 88、番号 92 から番号 150 の案件について審議を行います。

	はい。それでは本件について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、農用地利用集積等促進計画の案。番号１から番号１４、番号１８から番号８８、番号９２から番号１５０の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 続いて、２８ページ、農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）の番号１から番号１３の案件についての審議を行います。 それでは本件について、ご意見やご質問はございましたら、ご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより番号１から番号１３の案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）の番号１から番号１３の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	それでは、続いて、議事日程第９議案第１４号。「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。これより事務局と農業政策課より説明をさせていただきます。

事務局	29ページをお開きください。高島市農委議案第14号。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和8年3月10日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます
農業政策課	農業政策課 上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありましたのは、継続案件として今津地域で1件、安曇川地域で3件、新規案件としてマキノ地域で1件、安曇川地域で2件、高島地域で2件の計9件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。 30ページをご覧ください。【番号1】の方の農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は798アールであり、これを1,080アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は930アールとなり、今後は、1,000アールまで拡大される計画を立てられています。新たな作目の導入を図ることや2期作を広げていくことにより所得の向上を図られます。また一発肥料による省力化を図ることや収穫の第3者委託などを行い、効率化を図られます。 31ページをご覧ください。【番号2】の方の農業経営改善計画の概要でございます。現状は4,400.15アールであり、今後は、5,600アールまで拡大される計画を立てられています。畦畔除去等により、区画拡大を行い、作業の効率化や生産性の向上を図られます。また販路の拡大を行い所得の向上を図ったり、多収量米や高温耐性のある品種への転換を行い収量の向上を図られます。直播やDXなど新たな取組もされます。 32ページをご覧ください。【番号3】の方の農業経営改善計画の概要でございます。以前も、認定を受けておりましたが、認定期間が満了後に継続更新されていなかったため、今回は新規案件ということになっております。現状は、825頭であり、今後は850頭まで頭数を増やされます。個体管理の徹底と衛生管理をおこない、品質向上を図り、所得向上を図られます。また常時雇用を増やし、労力の軽減を図りながら、安定した経営をしていかれます。 33ページをご覧ください。【番号4】の方の農業経営改善計画の概要でございます。

以前も、認定を受けておられましたが、認定期間が満了後に継続更新されていなかったため、今回は新規案件ということになっております。

現状は1, 235アールであり、今後は、1, 410アールまで拡大される計画を立てられています。集約・集積を図り、面積の拡大を行われます。また、牧場の堆肥の活用を行い、経費削減を図ることや肥料の種類を変えること、多収米の導入を行い、所得の向上や収量の増加を図られます。

34ページをご覧ください。【番号5】の方の農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は3, 091アールであり、これを5, 900アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は4, 323アールとなり、今後は、6, 000アールまで拡大される計画を立てられています。新たな販路の拡大を行い、所得の向上を図れます。また、業務用や多収米を増やし、収量の増加を図り、契約栽培を行うことで、安定した所得の確保を行われます。ドローンの導入により省力化を図り、作業時間の短縮をしていけます。

35ページをご覧ください。【番号6】の方の農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は2, 072アールであり、これを2, 400アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は1, 862アールとなり、今後は、2, 030アールまで拡大される計画を立てられています。野菜の加工による付加価値化やスマート農業の導入や直播による経費の削減や堆肥の活用による土づくりなどを行い所得の向上や収量の増加を図られます。また臨時雇用による作業の効率化も行われます。

36ページをご覧ください。【番号7】の方の農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は1, 050アールであり、これを1, 210アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は1, 110アールとなり、今後は、1, 2102アールまで拡大される計画を立てられています。販路の拡大による所得の向上や除草剤を使用せずに、草刈りを行い、付加価値を付けての販売をされます。また、畜産の事業者と連携し、牛糞堆肥を入れて土壌をよくするなどの取組が行われます。

37ページをご覧ください。【番号8】の方の農業経営改善計画の概要でございます。現状は390アールであり、今後は、650アールまで拡大される計画を立てられています。面積拡大を行いながら、新たな品種の導入を行い所得の向上を図られます。また、水管理を徹底しながら追肥を行うことで、収量の向上も図られます。面積拡大による、育苗などについては、できるだけ設備投資をせずに現在の施設をうまく活用して経営が行われます。

38ページをご覧ください。【番号9】の方の農業経営改善計画の概要で

	ございます。現状は4， 1 3 3アールであり、今後は、4， 1 6 3アールまで拡大される計画を立てられています。有機栽培を増やし付加価値を付けての販売やネット販売など販路の拡大を行い、所得の向上を図られます。また、高温耐性品種の作付けを行い、収量の確保が行われます。ドローンの導入による省力化も行われます。 以上の9件につきましては、農業政策課において聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からは、すでに同意いただいていることを申し添えます。 以上で農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の審議を行います。法第31条第1項の規定により、●の案件ですので、●番●●が退席させていただきます。この後の議事進行を地村副会長へ依頼します。 (●●委員 退席)
副会長	はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございましたら、ご発言ください。 (質疑・意見なし)
副会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより番号1の案件についての採決を行います。 番号1の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
副会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって番号1の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。それでは、●●委員入室いただけますでしょうか。 (●●委員 入場・着席)

会長	はい。それでは続いて、次に番号２から番号９の案件について審議します。 本件につきまして、ご意見やご質問はございましたらお願いします。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより番号２の案件についての採決を行います。 番号２の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。次に番号３の案件について申請のとおり同意することに賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。次に番号４の案件について申請のとおり同意することに賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。次に番号５の案件について申請のとおり同意することに賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。次に番号６の案件について申請のとおり同意することに賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。次に番号７の案件について申請のとおり同意することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

会長	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。次に番号８の案件について申請のとおり同意することに賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。次に番号９の案件について申請のとおり同意することに賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。 よって議案第１４号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の案件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。 それでは以上をもちまして本日予定しておりました議事日程については全て終了とさせていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議事を終了します。 （午後３時１８分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 14番 _____

議事録署名委員 15番 _____